

平成24年度第1四半期における公益法人等への会費支出の状況

	交付先法人名称	名目・趣旨等	交付額 (単位:円)	支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付日等 (支出決定日)	支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
	該当なし							

【記載要領】
(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。